

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>かながわD P A T運営要綱</b></p> <p><b>(目的)</b>                      第1条 この要綱は、国内で地震、台風、噴火、航空機・列車事故等の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した時に、精神科医療の提供や精神保健活動の支援等を行うために、神奈川県_____が組織する災害派遣精神医療チーム（D P A T : Disaster Psychiatric Assistance Team）（以下「D P A T」という。）の編成及び運営等に関し必要な事項を定める。</p> <p><b>(定義)</b>                      第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号の定めるところによる。                      (1) ～ (4) (略)                      (5) 「<u>D P A T統括者</u>」とは、神奈川県が派遣する全てのD P A Tを統括する者のことをいう。<u>D P A T統括者</u>は、神奈川県が選任する。</p> <p>第3条・第4条 (略)</p> <p><b>(研修)</b>                      第5条 神奈川県<u>は政令市と協力して</u>、D P A T構成員に対して、精神保健上の専門的対応技術及び相談支援技術の習得及びスキルアップ、チーム活</p>	<p style="text-align: center;"><b>かながわD P A T運営要綱</b></p> <p><b>(目的)</b>                      第1条 この要綱は、国内で地震、台風、噴火、航空機・列車事故等の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した時に、精神科医療の提供や精神保健活動の支援等を行うために、神奈川県<u>（横浜市・川崎市・相模原市を含む。）</u>が組織する災害派遣精神医療チーム（D P A T : Disaster Psychiatric Assistance Team）（以下「D P A T」という。）の編成及び運営等に関し必要な事項を定める。</p> <p><b>(定義)</b>                      第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号の定めるところによる。                      (1) ～ (4) (略)                      (5) 「<u>統括D P A T</u>」とは、神奈川県が派遣する全てのD P A Tを統括する者のことをいう。<u>統括D P A T</u>は、神奈川県が選任する。</p> <p>第3条・第4条 (略)</p> <p><b>(研修)</b>                      第5条 神奈川県<u>及び政令市は</u>_____、D P A T構成員に対して、精神保健上の専門的対応技術及び相談支援技術の習得及びスキルアップ、チーム活</p>

<p>動手法の訓練、活動報告の方法等の周知を目的として研修を実施する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(DPAT事務局(厚生労働省委託事業)との連携)</p> <p>第7条 神奈川県_____は、DPAT事務局(厚生労働省委託事業)と、日ごろから情報共有を図るとともに、<u>DPAT事務局</u>が主催する研修等に参加するなどして、情報収集及び情報交換に努める。</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(派遣要請)</p> <p>第9条 神奈川県は、被災した都道府県_____等または厚生労働省から派遣要請を受けた場合は、登録医療機関等の長に対してDPATの派遣を要請する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 被災した都道府県等_____からの要請がない場合でも、<u>神奈川県知事が特に必要と判断した場合、DPAT統括者はDPAT調整本部を立ち上げ、神奈川県は登録医療機関等の長に対してDPATの派遣を要請することができる。</u></p> <p>4 <u>DPAT統括者は、関係機関等と調整のうえ、想定される業務等に係る情報を速やかにDPATに提供する。</u></p>	<p>動手法の訓練、活動報告の方法等の周知を目的として研修を実施する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(DPAT事務局(厚生労働省委託事業)との連携)</p> <p>第7条 神奈川県<u>及び政令市</u>は、DPAT事務局(厚生労働省委託事業)と、日ごろから情報共有を図るとともに、<u>同センター</u>が主催する研修等に参加するなどして、情報収集及び情報交換に努める。</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(派遣要請)</p> <p>第9条 神奈川県は、被災した都道府県・<u>政令市の災害対策本部</u>等または厚生労働省から派遣要請を受けた場合は、登録医療機関等の長に対してDPATの派遣を要請する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 被災した都道府県・<u>政令市</u>からの要請がない場合でも、<u>統括DPATが、DPATを派遣し対応することが効果的であると判断した場合には、_____登録医療機関等の長に対してDPATの派遣を要請することができる。</u></p> <p>4 <u>統括DPAT</u>は、関係機関等と調整のうえ、想定される業務等に係る情報を速やかにDPATに提供する。</p>
--	--

<p><b>(待機要請)</b></p> <p><u>第10条</u> 神奈川県、厚生労働省は、自然災害又は人為災害が発生し、被災地域外からの精神保健医療の支援が必要な可能性がある場合は、派遣要請の<u>手順に準じて、D P A T派遣のための待機を要請する。</u></p> <p><u>2</u> 神奈川県は、D P A T派遣のための待機要請の検討を行う。<u>検討事項については、別途かながわD P A T活動要領に定める。</u></p> <p><u>3</u> <u>なお、待機を要請した場合、その解除は神奈川県が行う。</u></p> <p><u>第11条・第12条</u> (略)</p> <p><b>(費用の支弁)</b></p> <p><u>第13条</u> 登録医療機関が、D P A Tの派遣に要した費用については、災害救助法が適用された場合、神奈川県が被災都道府県に対し、その費用を求償する。</p> <p>災害救助法が適用にならない場合、D P A Tの派遣に要した費用は、神奈川県が派遣を要請した場合にのみ、<u>神奈川県</u>が負担する。</p> <p>ただし、待機に係る費用については、登録医療機関の負担とする。</p> <p><b>(保障)</b></p> <p><u>第14条</u> 登録医療機関がかながわD P A Tとして活動し、D P A T活動のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合に備え、<u>神奈川県</u>はあらかじめ登録医療機関と事前の取り決めを行う。</p> <p><u>第15条</u> (略)</p>	<p><b>(新規)</b></p> <p><u>第10条・第11条</u> (略)</p> <p><b>(費用の支弁)</b></p> <p><u>第12条</u> 登録医療機関が、D P A Tの派遣に要した費用については、災害救助法が適用された場合、神奈川県が被災都道府県に対し、その費用を求償する。</p> <p>災害救助法が適用にならない場合、D P A Tの派遣に要した費用は、神奈川県が派遣を要請した場合にのみ、<u>_____</u>県が負担する。</p> <p>ただし、待機に係る費用については、登録医療機関の負担とする。</p> <p><b>(保障)</b></p> <p><u>第13条</u> 登録医療機関がかながわD P A Tとして活動し、D P A T活動のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合に備え、<u>_____</u>県はあらかじめ登録医療機関と事前の取り決めを行う。</p> <p><u>第14条</u> (略)</p>
--	--

<p>附 則 この要綱は、平成28年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和元年10月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年4月1日から適用する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和5年2月16日から適用する。</u></p>	<p>附 則 この要綱は、平成28年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和元年10月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年4月1日から適用する。</p>
--	--